

DSI サブミッションの簡易まとめ

2023年7月7日

I. 概要：

COP15 の決定 15/9 に従い、通知 2023-003 に対応して締約国、非締約国、オブザーバーが、意見提出が行われた。20 の締約国、1 つの非締約国、37 のオブザーバーが意見提出が行われた。
<https://www.cbd.int/notifications/2023-003> 以下、学術に関係するポイントを中心に簡易総括。

1. EU:

・資源動員のアドバイザー委員会と DSI-OEWG の密接な対話の確保と、バリューチェーン上のさまざまなポイントの収入創出のオプションに関する研究と、様々なステークホルダーの参加を強調。

・トリガーポイントはバリューチェーンにおいて、個人や組織に利益配分する義務を生じさせる明確に特定できる事象であるために政策オプションや収益創出メカニズムと今後の作業で同時に議論すべき。

・分析は異なる角度からトリガーポイントとして商業化が含まれるオプション(オプション 3.2b と c、オプション 6 など) に焦点を当てるべき

・利益配分システムの確実性、法的明確性、簡便性を確保することの重要性を認識し、多国間メカニズムと国内の ABS 法（名古屋議定書の実施法を含む）が重複してはならない

遺伝資源に関する ABS 国内措置が実施されている場合、PIC と特定の MAT が取得された遺伝資源から得られた DSI からの利益共有を規制する条件が適用され、そのような DSI は多国間システムの範囲外になるというのが我々の見解である。利益配分義務は、DSI を取得した物理的遺伝資源について取得された MAT の条件によってカバーされ、対処されることになる。MAT の対象となる DSI を公的データベースにアップロードできるかどうかは、MAT の当事者（すなわち、DSI を取得した遺伝資源の提供者および利用者）によって決定されるものである。しかし、MAT の条件により DSI がオープンアクセスデータベースで一般公開される場合、その DSI の他のすべての利用者には、MAT から派生する追加の利益配分義務は適用されない。

このため、MAT は、どの遺伝資源の伝統的知識、利用者、利用法を包含するのかについて、非常に具体的である必要があります。DSI が公的データベースで公開された後は、データベース内の他のすべての資源と同じオープンアクセスおよび利用のための一般的な条件に従うべきである。そうでなければ、これらの条件が満たされない場合、法的不確実性や潜在的な紛争を避けるために、そのような DSI は公共のオープンアクセスデータベースにアップロードされるべきではない。

・EU とその加盟国は、多国間メカニズムの運用形態がオープンアクセスに影響を及ぼしてはならず、現行のデータベースガバナンスと実践を妨げてはならないことを強く再確認する

2. アフリカ G:

・金銭的利益配分のトリガーポイントは、DSI の製造、使用、商業化、研究成果の発明、IPLC の権利取得、商業製品の販売

・非金銭的利益:のトリガーポイントは遺伝資源の収集・調査、生物資源の輸出、既に利用されている資料の第三者への譲渡、研究成果の譲渡

・利益共有のきっかけは、DSI の公開データベースへのアクセス時点であってはならない。アクセスは、保全、研究、革新のためのオープンなデータアクセスを保証するものでなければならない。

・各先進国締約国は、遺伝資源のデジタル配列情報を含む生物資源のすべての利用から生じる製品からのすべての商業収入純収益の小売価格の額 (1%) を多国間基金に拠出することを確保するための

措置を講じるものとする。

3. ブラジル:

- ・金銭的利益共有のトリガーポイントは、DSI の使用から生じる製品またはプロセスの商業化、製品および技術の特許ライセンス、および植物品種保護に設定されるべきである。金銭的利益は、金銭的収入が発生した場合に共有されるべきである。このような金銭的利益は、販売による小売価格に対する割合として見積もられるべきである。潜在的な発動ポイントは、他のアクセス及び利益配分に関する文書及び関連する国内法制と相互に支持されるべきものである
- ・多国間メカニズムは、原産地が開示されていない製品に含まれる DSI の原産地を追跡するために既存の技術を適用することにより、リバース・トレーサビリティを行う研究者を雇用／資金提供すべきである。このような技術を用いることで、多国間機構は、正当な受益者を特定することができ、その受益者に利益を流すことができる。

4. DSI-SN

公共データベースにおける DSI へのアクセスの時点であってはならない (例えば、購読モデルやペイウォールなど)。グローバルな DSI データベースへのオープンアクセスは各国が大規模なゲノムおよびバイオインフォマティクス解析を行い、地域に関連した知識を生み出すことを可能にする多くの国際研究協力および能力開発イニシアティブを支えるものである。

金銭的な利益配分のトリガーは、DSI を使用した製品の商業化にリンクさせることができる。あるいは、DSI の生産と商業利用から切り離されたメカニズムを導入することもできる (例えば、自発的な寄付、課税、高所得国からの支払い、部門別の財政義務、またはその他の革新的な財政メカニズムなど)。

- 1) 金銭的な利益配分を実現できるかどうか、2) 研究を妨げないかどうか (例: DSI 生成の上流または DSI 使用の下流)、3) 義務付けられた資金拠出を免れるために回避できるかどうか (管轄を変えて)、といったメカニズムを検証する必要がある。

5) WSI

・多国間メカニズムの開発の決定を歓迎。多国間メカニズムは、利益の衡平な共有と、DSI のオープンで摩擦のない共有を確保する可能性を持っている。

・締約国が国ごとに異なる DSI の利益共有手段を採用することを認めるシナリオは、研究者にとって複雑、不確実、不必要に負担のかかる官僚主義、また、DSI をアクセス要件の異なる多くの国のデータベースに分割することにつながる可能性があります。

・DSI のオープンな共有を保護するために、DSI へのアクセスは利益共有と切り離されなければならない。したがって、利益共有のトリガーポイントは DSI へのアクセスであってはならない。金銭的利益共有のトリガーポイントは、金銭的利益が発生した後、すなわち、DSI 関連製品の商業化時であるべきである。金銭的利益は、

世界の公共データベースへの DSI の貢献度や国の発展状況に応じて、比例配分されるべき。

・能力開発は、多国間利益共有メカニズムの重要な柱。締約国は、効果的でインパクトのある能力開発イニシアティブの例や、科学研究能力における世界的な不公平の理解について、世界の科学界、特に低・中所得国の研究者にむけるべき。

6) 日本関係:

日本政府、日本学術会議、バイオインダストリー協会、経団連、日本製薬協会が提出

7) その他：

カナダが定義の必要性を強調、オーストラリアは公衆衛生への影響を重視、ノルウェーは BBNJ
等を強調、国際製薬協会は病原体対応の追加を希望

以上